平成２２年（フ）第９４２号
福岡市東区箱崎２丁目28番11号
債務者　寺田　静子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４３号
福岡市東区箱崎２丁目28番11号
債務者　寺田　明彦
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１１号
福岡県春日市春日原北町５丁目40番地メリーゲート104号
債務者　伊東雄二郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５５号
福岡県筑紫野市二日市北６丁目８番14号
債務者　松永　幸男
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５９号
福岡市早良区有田２丁目２番26号
債務者　石橋　光子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８２号
福岡県宗像市須恵４丁目５番５―201号
債務者　宇佐崎　誠
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２６号
福岡市東区松崎２丁目18番10号
債務者　田中　良実
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９２号
福岡県朝倉市堤980番地１グランシャリオＢ棟206号
債務者　首藤　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５９３号
福岡県朝倉市堤980番地１グランシャリオＢ棟206号
債務者　首藤　優子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１９号
福岡市西区大字玄界島1236番地
債務者　寺田なぎさ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４０号
福岡市東区和白東４丁目１―14ハミングタウン高辻ヶ丘Ｃ―208
債務者　畑　和津江
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６３号
福岡県春日市白水ヶ丘４丁目84番地
債務者　岩崎　節喜
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７１号
福岡市南区三宅３丁目24番13号
債務者　阿部　史人
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９０号
福岡県春日市平田台４丁目５番地ボンエルフクレールⅡ・121号
債務者　中村　智秋
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７０２号
福岡市東区多々良２丁目50番15号
債務者　川崎　君子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２９号
福岡市博多区千代１丁目15番49号
債務者　成松　雅代
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７３９号
福岡県古賀市小山田285番地９
債務者　鷹巣ひろみ（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４３号
福岡市南区老司３丁目３番４号
債務者　尾籠　親雄
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部